

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】 住宅支援資金貸付けの募集案内

この事業は、母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸付けし、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的に実施するものです。

貸付対象者

高知県内に住民登録しているひとり親家庭の親であって、次のいずれにも該当する者

- (1) 原則として、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者
- (2) 令和3年4月1日以降に、母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

※予算の範囲内での貸付決定となりますので、審査等により、不承認となる場合があります。

貸付額 入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）

※生活困窮者自立支援法による生活困窮者住宅確保給付金の支給を受けている場合は、家賃額と支給額の差額を貸付額の上限とします。

※家賃額には、敷金、駐車場代は含みません。

貸付期間 母子・父子自立支援プログラム策定を受けた日の属する月から12ヶ月以内

貸付利子 無利子

※返還債務の返還期限を過ぎた場合は、貸付要領第18条の規定により延滞利子を徴収します。

貸付金の交付

貸付金の交付については、次のとおりです。

- (1) 交付日 毎月5日（初回を除く）
※当日が金融機関等休業日の場合はその前営業日
- (2) 交付方法 原則として口座振込

連帯保証人

(1) 人数 原則 1 名

※連帯保証人は、貸付を受けようとする者が、未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

(2) 要件 次の①から②の要件をすべて満たす者を連帯保証人としてすることができる。

①連帯保証人は、成人の者で、次のアからウのいずれかの書類により、貸付申請額を上回る資力を有していなければならない。

ア 所得証明書、源泉徴収票、確定申告書（控）、年金振込通知書等

- ・給与収入額又は公的年金収入額
- ・営業所得、不動産所得等

イ 預貯金残高を確認できるもの

- ・預金残高

ウ ア及びイ以外

- ・その他、資力を有すると認められる客観的な判断資料

②日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。

返還の免除

(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。

(2) 上記(1)の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

(1) 貸付対象者に規定する者でなくなったとき

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

(3) 死亡したとき

(4) 貸付けを受けた者が住宅支援資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

(5) その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

貸付金の返還

(1) 次のいずれかに該当する場合には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から最長5年（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）までに返還しなければならない。

- ① 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- ② 貸付終了後1年が経過したとき。
- ③ 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(2) 返還期間は、貸付けを受けた者と協議のうえ、最長5年までとする。

申請について

(1) 申請期間 母子・父子自立支援プログラム策定を受けた日から原則3ヶ月以内

(2) 申請方法

貸付けを希望する方は、下記の書類を高知県社会福祉協議会に提出してください。

- ①貸付申請書（第1号様式）
- ②身上調書（第2号様式）
- ③住民票（世帯全員）
- ④連帯保証人の収入又は所得若しくは資産を証明する書類
- ⑤個人情報の取り扱いについて（同意書）（申請者と連帯保証人分）
- ⑥母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていることがわかる書類の写し
- ⑦1か月の家賃額が確認できる書類（賃貸契約書（写））等
* 契約者の名義は本人である必要があります。
- ⑧その他必要と認められる書類

※必要な様式は、高知県社会福祉協議会のホームページからダウンロードができます。

【問い合わせ及び申請先】

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

高知県ふくし交流プラザ内

TEL：088-844-4600

受付時間：平日 8：30～17：15

個人情報取り扱い説明書

～【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業】の申込・利用にあたって～

1 個人情報の利用目的

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、資金の貸付けを受けた者の修学状況や卒業後の業務従事状況を把握するとともに、訓練促進資金等の貸付・返還等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。

2. 個人情報の収集について（個人情報の種類・収集先）

本会は、資金の貸付に際して個人情報を収集する時は、別添の概要説明書に基づき、必要な情報のみを適法かつ適切な方法により収集します。

また、本事業は、真に必要な者に対して資金の貸付けを行うものであるため、資金の貸付申請者の世帯構成員の個人情報も収集します。（申込書の身上調書には世帯構成員の状況を記入いただくとともに、連帯保証人の収入又は所得若しくは資産を証明する書類を添付いただくこととなっています。）

3. 個人情報の利用・提供について

本事業において個人情報を利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

- ① 修学中又は修学した養成機関
- ② 市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会
- ③ 高知県及び市町村行政等の機関
- ④ 貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又は貸付金の返還が終了するまでに従事した業務従事先
- ⑤ 各種金融機関
- ⑥ 司法機関、弁護士及び司法書士等の法律家
- ⑦ その他の関係機関
- ⑧ 連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者

個人情報取扱事務概要説明書

年	月	日	平成29年 7月 7日		
変	更	年	月	日	
個人情報取扱事務の名称			ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業		
個人情報の利用目的			ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、修学生の修学状況や卒業後の業務従事状況を把握するとともに、訓練促進資金の貸付・返還等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。		
個人情報の種類	基 本 的 事 項		☒ 識別番号 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 住所・電話番号 ☐ 本籍・国籍 ☐ その他（ ）		
	心 身 の 状 況		☒ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害の状況 ☐ 身体の状況 ☐ その他（ ）		
	家 庭 生 活		☒ 家族状況 ☐ 婚姻歴 ☐ 親族関係 ☐ その他（ ）		
	社 会 生 活		☒ 職業・職歴 ☒ 学業・学歴 ☒ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 所属団体 ☐ その他（ ）		
	資 産 ・ 収 入		☒ 財産 ☒ 収入 ☒ 納税状況 ☒ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ その他（経費見積等）		
	そ の 他		☐ 趣味・し好 ☐ 意見・要望 ☐ その他（ ）		
個人情報の収集先			☒ 本人 ☒ 本人以外（規則第6条第4項（1.4.5.6）該当）		
			本人以外 の区分	☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☒ その他福祉関係者 ☒ 民間・私人 ☒ その他（金融機関、司法機関、法律家）	
			☐ 本会内		
個人情報の利用・提供方法			本事業において個人情報を利用する場合は、上記の利用目的を範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とする。 ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。 ①修学中又は修学した養成機関 ②市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会 ③高知県及び市町村行政等の機関 ④貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又は貸付金の返還が終了するまでに従事した業務従事先 ⑤各種金融機関 ⑥司法機関、弁護士及び司法書士等の法律家 ⑦その他の関係機関 ⑧連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者		
個人情報の目的外利用の有無			☐ 有（第7条第1項（ ）） ☒ 無		
個人情報の目的外提供の有無及び提供先			☒ 有（第7条第1項（2.4）） ☐ 無		
			提 供 先	☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☐ その他福祉関係者 ☐ 民間・私人 ☒ その他（司法機関、法律家） ※法令等の規定に基づくとき。 ※個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。	
個人情報のオンライン結合の有無			☐ 有 ☒ 無		
外部委託の有無及び内容			☐ 有 ☒ 無		
			委 託 内 容		
備 考					
担 当 部 署			福祉資金課		